

阿波吉野川警察署庁舎等整備事業

落札者決定基準

徳島県

令和8年7月7日

【令和8年8月20日修正版】

目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 審査の概要	1
2.1. 審査の方法	1
2.2. 審査体制	1
2.3. 審査の手順	3
3. 審査基準	4
3.1. 資格審査	4
3.2. 入札価格の確認	4
3.3. 提案審査	4
(1) 基礎審査	4
(2) 定性審査	4
(3) 価格審査	10
4. 最優秀提案者の選定	10
5. 落札者の決定	10

1. 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、徳島県（以下「県」という。）が「阿波吉野川警察署庁舎等整備事業（以下「本事業」という。）」を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に交付する入札説明書等と一体のものである。

本事業を実施する選定事業者を決定するに当たっては、入札価格及び提案書の内容により総合評価した提案審査結果に基づき落札者を決定する「総合評価落札方式」を採用する。本落札者決定基準は、落札者を決定するに当たり最も優れた入札提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び審査基準等を示したものである。

なお、本落札者決定基準に使用する用語の定義は、入札説明書において使用される用語と同一のものである。

2. 審査の概要

2.1. 審査の方法

最優秀提案者を選定するための審査の方法は、入札参加者の備えるべき参加資格要件に関する「資格審査」と、入札参加者からの入札提案の内容に関する「提案審査」による２段階で実施する。

資格審査は、入札参加者の参加資格要件の適格性を審査するために行うものとし、その結果については、以降の提案審査には持ち越さない。

提案審査は、資格審査を通過した者から入札により提出された提案書を対象とし、入札価格の確認及び基礎審査を経て適格とされた提案について、提案書の内容の定性的な評価（以下「定性審査」という。）により定性評価点、入札価格の定量的な評価（以下「価格審査」という。）により価格評価点を算出し、それらの合計点（以下「総合評価点」という。）を算定するものとする。

$$\text{総合評価点} = \text{定性評価点} + \text{価格評価点}$$

総合評価点は、「1,000 点」とし、定性審査、価格審査の配点について以下に示す。

< 提案書審査・価格審査の配点 >

提案審査内容	配点
定性審査（定性評価点）	800 点
価格審査（価格評価点）	200 点

2.2. 審査体制

県は、本事業における最優秀提案者の選定において、公平性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される阿波吉野川警察署庁舎等整備事業に係る事業者選定委員

会（以下「選定委員会」という。）を設置している。

選定委員会は、入札提案について本落札者決定基準に定める審査基準に基づき評価を行い、最優秀提案者を選定する。県は、この結果を踏まえ、本事業の落札者を決定するものとする。

なお、選定委員は以下のとおりである。

<選定委員（敬称略・順不同）>

氏 名	所 属
小川 宏樹	徳島大学理工学部社会基盤デザインコース 教授
田口 太郎	徳島大学総合科学部地域デザインコース 教授
近藤 明子	四国大学デジタル創生学部デジタル創生学科 教授
井内 高志	阿波古野川警察署協議会 会長
田村 美幸	徳島県警察職員

2.3. 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

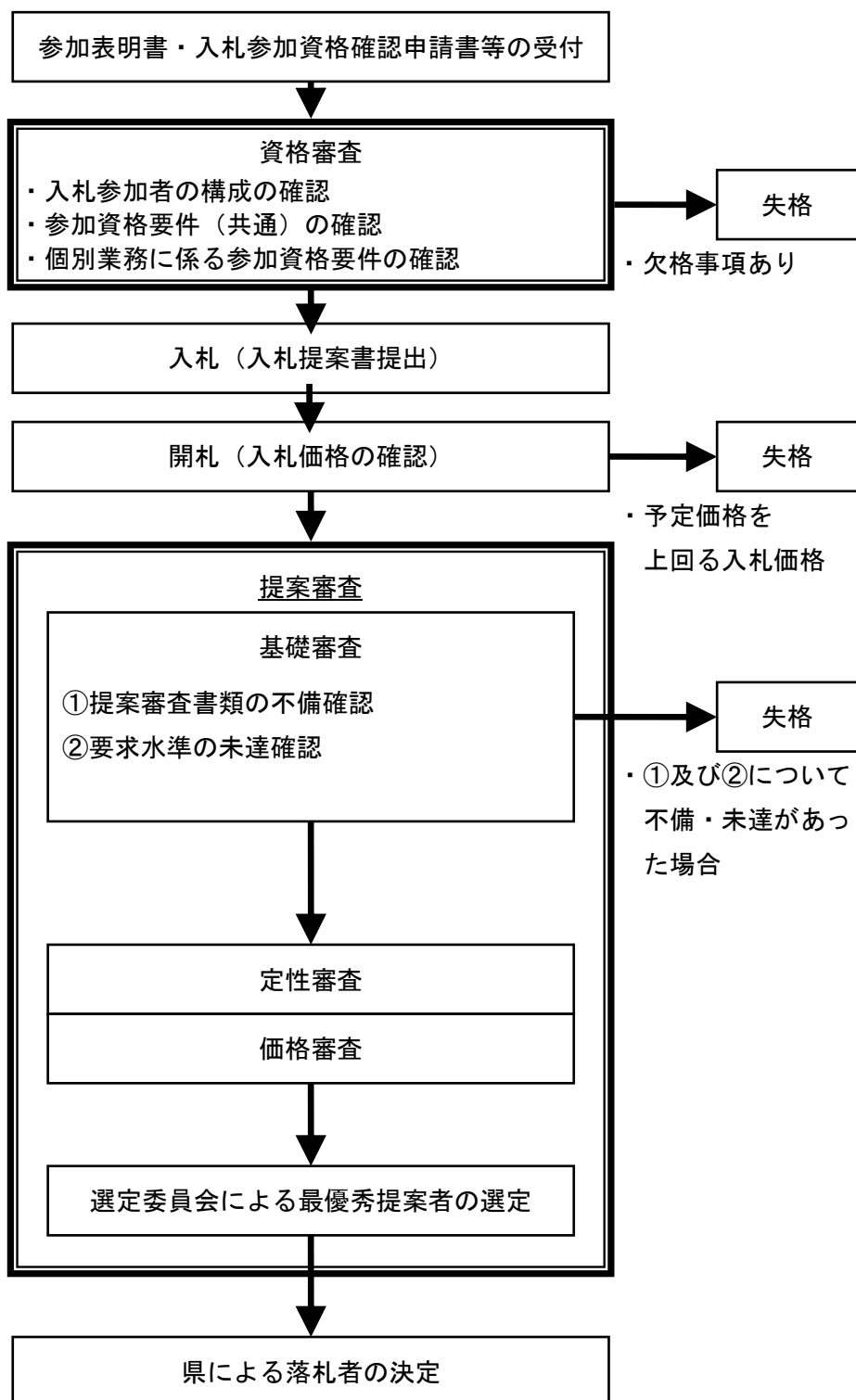


図 1 選定フロー

3. 審査基準

3.1. 資格審査

県は、入札説明書に示す参加資格要件（入札参加者の構成、入札参加者の構成員の制限、入札参加者の資格要件）の具備について審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

3.2. 入札価格の確認

県は、入札参加者が提示する入札価格が、予定価格以下であることを確認する。予定価格を超えた入札価格を提示した入札参加者は失格とする。

3.3. 提案審査

(1) 基礎審査

県は、参加資格要件を満たした入札参加者から提出された提案内容について、以下の点を確認する。

- ① 参加資格要件を満たした入札参加者が提出した提案審査書類について、提案審査書類が全て揃っていること、指定した様式に必要事項が記載されていること等、書類に不備がないことを確認する。
- ② 各業務の提案内容が要求水準書に定める要求水準を満たしているかについて、提案書等に記載されている内容のうち、要求水準書においてサービス・機能の仕様を定めている事項を基本的な対象とし、要求水準を満たしているか否かを確認する。

確認の結果、上記①及び②の条件を満たしている場合は、「適格」とし、明らかに満たしていないと確認される場合には、「失格」とする。

ただし、その内容が軽微であり、意図したものではなく、かつ、提案内容及び入札価格に大きな影響を及ぼすものではなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは返って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行った入札参加者に対して、入札参加の希望を確認し、当該入札参加者が入札価格の変更を行わずに、当該箇所について条件を満たさせることが確認できた場合において、当該入札参加者を失格としないことがある。

(2) 定性審査

提案書の内容について、次頁以降に示す審査項目ごとに、評価の視点に基づき評価、加点を行う。

定性審査の加点の付与基準は、以下に示す5段階によるものとし、評価に従い各審査項目の配点に対応する係数を乗じて算出するものとする。

なお、点数化の際は、小数点第1位まで算定する。

＜定性審査における採点基準＞

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が優れている	配点×1.00
B	提案内容がやや優れている	配点×0.75
C	提案内容が中庸である	配点×0.50
D	提案内容がやや劣っている	配点×0.25
E	提案内容が劣っている	配点×0.00

※ 上記については、すべて要求水準書の内容を満たしているものである。

【評価項目及び配点】

1) 事業計画に関する事項【140 点】

項目		配点	評価の視点	主たる 対象様式
1	事業 コンセプト	30	- 事業の目的及び警察施設の特殊性を理解しているか。 - 事業目的を達成するため、事業者独自の視点（創意工夫、ノウハウ等）を持っているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式4-1 (A4:2 枚)
2	事業実施体制 及び役割分担	60	- 構成企業の役割及び責任分担、連携・補完体制が適正かつ明確であり、着実な事業実施が期待できるか。 - 県との連絡、調整が適切にとれる取組方針となっているか。 - 本事業全体をマネジメントするための適切な手法が示されているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	
3	リスク管理	50	- 本事業で想定されるリスクが適切に認識されているか。 - 総括企業及び構成企業の各社における適切なリスク分担が示されているか。 - 想定される各リスクについて、対応策が具体的に検討されているか。 - 社会情勢等を起因としたリスクを踏まえ、提案事業費を管理するための適切な手法が示されているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	
小計		140		

2) 施設整備に関する事項【560点】

項目		配点	評価の視点	主たる対象様式
1	基本的な考え方	30	- 事業の目的及び警察施設の特殊性を十分に理解した上で、施設整備業務への取組方針について、明確な考え方が示されているか。 - 設計段階における建設企業の関わり方の工夫が示されているか。	様式5-1 (A4:1枚)
2	配置計画・外構計画	70	- 全ての利用者の安全性及び利便性の確保、緊急車両の出動等の警察業務の機動性に配慮された計画となっているか。 - セキュリティ計画等に対して的確に理解し、十分な検討に基づく計画となっているか。 - 護送車や霊安室への動線など、周辺からの視線等を考慮し、秘匿性や心的負荷への影響などに配慮した計画となっているか。 - 周辺への悪影響（臭気、騒音、プライバシー侵害等）に配慮した計画となっているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式5-2 (A4:2枚) 図面集
3	地域性、景観への配慮	30	- 意匠計画について、地域性、分かりやすさ及び景観に配慮した計画となっているか。 - 周辺環境と調和し、圧迫感の軽減等に配慮した配置計画や建物ボリュームが確保されているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	
4	防災計画	70	- 災害時の拠点施設としての役割を満たせるよう耐震性や耐久性等に配慮した計画となっているか。 - 風水害、落雷、断水及び停電や災害によるインフラ途絶時等にも十分配慮し、速やかに回復が行われるための効果的な対策等が提案されているか。 - 想定される浸水深を考慮し警察業務が継続的に実施できる対策等の提案がなされているか。また、敷地外への雨水流出を抑制する提案がなされているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	
5	建築計画 (機能配置・動線)	80	- 全ての施設利用者が使いやすいよう、機能性、利便性及びプライバシー等に配慮したゾーニング・動線計画となっているか。 - セキュリティ計画等の内容を的確に理解し、庁内各課の特性に応じた適切なセキュリティを確保した計画となっているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式5-3 (A4:1枚) 図面集
6	建築計画 (諸室性能)	80	- 諸室用途に応じて、全ての利用者の快適性に配慮した室内レイアウトや効率的な什器備品の配置等合理的な空間計画となっているか。 - 将来の間仕切り変更や部屋の用途変更に、柔軟に対応できる執務空間の確保、効率的な警察活動に対応できる計画となっているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式5-4 (A4:1枚) 図面集

項目		配点	評価の視点	主たる 対象様式
7	環境計画・ 設備計画	80	- 吉野川市の気候特性を踏まえ、全ての施設利用者（職員、来庁者等）が快適で安全に利用できる計画となっているか。 - 木材の活用など、脱炭素化に配慮した計画となっているか。 - 施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減に向けて汎用性や耐久性の高い製品の採用等、整備後の維持管理に配慮した計画となっているか。 - 設備の更新時等に、警察業務に与える影響が最小限になるように配慮した計画となっているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 5-5 (A4:1 枚) 図面集
8	工程計画	120	- 旧農業研究所鴨島分場の解体スケジュールを考慮して、設計から建設、現庁舎の解体に至るまでの効率的かつ適切な計画・手法が、着実に実行するための具体性をもって示されているか。 - 工事中の騒音、振動及び地下水の水質等、近隣住民への配慮や敷地周辺の歩行者等の安全確保に配慮した工事の工夫が提案されているか。 - 不測の事態が生じた場合に、工程計画を遵守するための適切な対策の提案がなされているか。 - 現庁舎の解体中及び解体後の近隣住民や敷地周辺の安全等に配慮した具体的な方法の提案がなされているか。 - 上記以外に特筆すべき優れた提案が見られるか。	様式 5-6 (A4:1 枚) 様式 5-7 (A3:2 枚)
小計		560		

3) 地域経済への配慮【100 点】

項目		配点	評価の視点	主たる 対象様式
1	県内企業・ 人材の活用	60	・ 県内企業・人材の活用方策について、具体的かつ 実効性のある計画となっているか。	様式 6-1 (A4:1 枚)
2	県産製品及 び県産材の 活用	40	・ 県産製品や県産資材の使用並びに県内企業からの 資材の調達について、具体的かつ実効性のある計 画となっているか。	
小計		100		

(3) 価格審査

次の計算式に基づき、入札価格から価格点を算出し付与する。価格審査の配点は 200 点とし、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出するものとする。

<算定式>

$\text{価格評価点} = 200 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格}) / (\text{当該入札価格})$
・ 提案審査に進んだ全入札者のうち、入札価格が最低であるものを 1 位とし、価格点の満点である 200 点を付与する。 ・ 他の入札者の価格点は、1 位の入札価格（最低入札価格）と当該入札者の入札価格（当該入札価格）の比率により算出する。

4. 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価点が 6 割以上の入札提案のうち、最も高い総合評価点を得た入札提案を、最優秀提案者として選定する。また、総合評価点が次順位以降の者について、総合評価点の順に従い、次点者、次々点者等として選定することができる。

なお、最も高い総合評価点を得た提案が複数ある場合は、定性評価点の最も高い提案を最優秀提案者とする。なお、定性評価点も同点となる最優秀提案者が複数いる場合は、当該提案を行った者にくじをひかせて落札者を決定する。

提案者が 1 者のみであった場合、総合評価点が 6 割を満たせば、最優秀提案者とする。

5. 落札者の決定

県は、選定委員会による選定結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定する。ただし、落札者を決定した後、同者との間で契約締結に至らなかった場合、次点者、次々点者等の順に、地方自治法に基づき随意契約を行う場合がある。